

(介護予防) 訪問リハビリテーション重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族、以下「利用者」という）が利用しようと考えている（介護予防）指定訪問リハビリテーションサービス（以下「当事業所」という。）について、「千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 19 日、条例第 66 号）」の規定に基づき、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1 法人概要

- ・名称 : 医療法人グリーンエミネンス
- ・所在地 : 千葉市中央区千葉寺町 188
- ・代表者 : 理事長 中村 周二
- ・設立年月日 : 昭和 26 年 5 月 17 日
- ・電話/FAX : 043-261-3169 / 043-261-3209

2 利用事業所

- ・名称 : うらら介護医療院 訪問リハビリテーション
- ・事業所指定番号 : 1250180075
- ・所在地 : 千葉市中央区千葉寺町 188
- ・相談連絡先 : 電話 043-261-3169 / FAX 043-261-3209 訪問リハビリテーション課 担当者
- ・開設年月日 : 令和 4 年 1 月 1 日
- ・管理者 : 水野 準
- ・サービス提供地域 : 当事業所より 10 km以内

3 事業の目的と運営方針

【目的】

要介護状態にある利用者や要支援状態にある利用者に対し、介護保険法で定める訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供し、利用者の心身機能の維持及び社会的孤立感の解消を図り、利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活が営むことができるよう、利用者の家族の身体的・精神的負担軽減を図れるよう支援することを目的とします。

【運営方針】

- 1 うらら介護医療院が実施する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し計画的に行う。
- 3 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

4 従業者の員数、勤務体制

- ・医師 : 1人以上 … 常勤（兼務）1名
- ・理学療法士等 : 2人以上 … 常勤（兼務）2名

5 従業者の職務内容

- ・ 医師 … 1 訪問リハビリテーションを実施するにあたり、リハビリテーション計画の作成に係る診療を行います。
- ・ 理学療法士等 … 1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の方が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って指定訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。
3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。
4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
5 それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
6 リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、適切なサービスを提供します。

6 事業所窓口の営業日、営業時間及びサービス提供時間

- ・ 営業日 : 月・火・木・金・土
水、日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）、創立記念日（7月10日）は除く。
※創立記念日が日曜と重なる時は、翌日の月曜が振替休日となる。
- ・ 営業時間 : 営業日の9時から17時まで
- ・ 提供時間 : 9時から17時(20分～60分)

7 提供するサービス内容

- ・ バイタル測定 : 血圧、脈拍等を測定します。
- ・ リハビリテーション : 心身の機能の維持回復に努めます。
- ・ 指導 : 利用者又はその家族様等の介護に当たる方に対して指導いたします。

8 利用にあたっての留意事項

- ・ お休みの連絡は前日まで、もしくは当日の朝9時00分までにご連絡下さい。
(うらら介護医療院 訪問リハビリテーション課 043-261-3169)
- ・ その他、体調の変化や入院など、できる限り早めにご連絡下さい。
- ・ 貴重品/金銭/預金通帳/印鑑等の財産関係は、利用者各自が責任をもって管理してください。
- ・ 職員へのお心付けは一切、ご遠慮戴いております。
- ・ 住所や連絡先(利用者、家族等)、介護保険証等に変更があった場合は、速やかにご連絡下さい。
- ・ 職員などへの宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為は禁止です。

【サービス利用にあたり、次のものを提示して下さい。】

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証。必要に応じて、健康保険証などを提示いただきます。

9 担当する職員について

当施設における訪問リハビリでは担当制を設けておりません。セラピストが交代で訪問させていただくことで、様々な視点からアプローチでき、訪問リハビリ後には必ず職員間で申し送りを行っております。

10 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーションを行う者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 利用開始までの流れ

ア 担当介護支援専門員、本人または家族からのお問い合わせ。

イ 担当者が訪問し状態確認、内容の説明を行います。併せて主治医からの情報提供をして戴き、利用日の調整を行います。

ウ 利用日の決定後、担当介護支援専門員などを含めた担当者会議を行い、利用契約を行います。

エ 担当介護支援専門員からサービス提供票などの交付を受けて、当施設医師の訪問診療を行い、利用開始となります。

12 サービス提供等の記録

- ・利用者へのサービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- ・利用者はサービス提供に関する記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。但し、契約者その他の者に対しては、利用者の承諾その他の必要と認められる場合に限りです。

13 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ・サービスの提供に当り、居宅介護支援事業者及び福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ・サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ・サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を口頭または文書で速やかに居宅介護支援事業者に通知します。

15 提供するサービスの料金【利用料】、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、支払い方法、その他の費用について

※別紙1参照

16 料金【利用料】、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用料金の請求及び領収書

- ・サービスの対価として料金表に定める利用料を介護保険負担割合証に準じた利用者負担額、及びその他の費用の額をサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計額として請求します。
- ・上記に係る請求書は、利用月の翌月11日以降に利用者に提示、請求します。
- ・利用料の支払いを受けたときは、利用者へ領収書を発行します。
- ・介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から負担割合に準じた額を差し引いた分の払い戻しを受ける）の方法を利用する場合は、お申し出ください。

17 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、主治医へ連絡し、速やかに指示を求める等、必要な措置を講じます。

18 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、担当の介護支援相談員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供に伴い、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、状況の調査、把握等を行い、様々な対応策を検討した上、可能な限り利用者に対して損害を賠償するものとします。

一方、利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、上記と同様に検討した上、当事業所に対してその損害を利用者等が賠償していただく場合があります。

19 損害保険の加入 *年間契約で4月に契約更新を行う。

加入保険会社名 : あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険の内容 : 身体障害、財物損壊に対する保障

20 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待の防止のための指針を整備する。
- ・従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者、又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

【従業者による虐待】⇒ 介護保険事業課 043 - 245 - 5062

【養護者による虐待】⇒ あんしんケアセンター千葉寺 043 - 208 - 1222

※お住まいの地域により相談窓口が異なる場合があります。

21 身体拘束

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

22 衛生管理等

- ・サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

23 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ・当事業所とその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・秘密保持の義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- ・当事業所は従業者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後も、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の保護について

- ・原則、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

- ・利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ・当事業所が管理する情報は、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

2 4 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

2 5 苦情・相談窓口

利用者及び家族は、当事業所が提供する訪問リハビリテーションに対する苦情、相談を下記窓口に申し出ることが出来ます。

- ・苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- ・事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文章の提出等を求められた場合は、速やかに協力し、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導者または助言に従って適切な改善を行うものとする。
- ・事業者は、市町村から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

【当事業所の相談窓口】

- ・担当部署 : 訪問リハビリテーション課 相談担当者
- ・連絡先 : 電話 043-261-3169
- ・利用時間 : 9:00～17:00 ※ 水、日、祝日および年末年始を除く

【市町村窓口】

- ・担当部署 : 千葉市 介護保険事業課
- ・所在地 : 千葉市中央区千葉港2番1号 市役所本庁舎1階
- ・連絡先 : 電話 043-245-5256 FAX 043-245-5621
- ・利用時間 : 9:00～17:30 ※ 土、日、祝日および12月29日～1月3日を除く

【国保連窓口】

- ・担当部署 : 千葉県国民健康保険団体連合会
- ・所在地 : 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
- ・連絡先 : 電話 043-254-7428
- ・利用時間 : 9:00～17:00 ※ 土、日、祝日および12月29日～1月3日を除く

2 6 非常災害対策

- ・当事業所は、非常災害に関する法人の防災対策に準じて、必要な災害防止対策に講じていきます。
- ・スプリンクラー、消火器、消火栓、避難用らせん滑り台等の防災設備を設置しており、防災訓練は年2回実施しております。

2 7 業務継続計画の策定等

- ・当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下『業務継続計画』という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

28 その他運営に関する重要事項

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、うらら介護医療院が定めるものとする。

各項の内容について、「千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月19日、条例第66号）」の規定に基づき、本書面により重要事項を説明しました。

なお、事業者、利用者双方の署名・押印をし、それをもって上記の重要事項の確認を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所1通ずつ保有するものとします。

説明日 令和 年 月 日

事業者 所在地 千葉市中央区千葉寺町 188
 法人名 医療法人グリーンエミネンス
 名称 うらら介護医療院 訪問リハビリテーション課

施設長 水野 準 印

重要事項説明者 訪問リハビリテーション課 印

私は、本書面により、事業所から指定居宅サービスについての重要事項の説明を受け、内容に同意致します。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との関係)